記者発表資料

平成２２年　９月１６日
能代河川国道事務所

堤防の刈草を無償で提供します！！

～地域協働による資源の有効利用と堤防の健全化を目指して～

国土交通省 能代河川国道事務所（鷹巣出張所）では、堤防除草で発生する刈草を家畜飼料などに有効利用してもらうため、希望者へ無償で提供いたします。

○申し込み方法：　能代河川国道事務所　鷹巣出張所にて所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。
○引き渡し条件：　引き渡し場所は鷹巣出張所で指定します。（米代川堤防沿線）
刈り込みから梱包までは鷹巣出張所が行いますが、現地からの『積み込みと運搬は個人負担』となります。
○応募受付期間：　平成22年 9月21日（火）から 平成22年 9月30日（木）
○刈草提供時期：　平成22年10月 1日（金）から 平成22年10月29日（金）
○応募資格　　：　個人（畜産農家）、法人、地方公共団体
ただし、使用用途として自家消費される方に限定。

【堤防除草の目的と現状】

堤防除草は、出水や地震時等における堤防の異常を早期発見する他、水防活動の円滑化や不法投棄の監視、環境の保全といったことを目的に年２回実施しています。

従来、米代川の堤防除草の刈草は利活用されることも少なく、そのほとんどを堤防法面に放置してきました。

当事務所では、堤防除草の刈草の有効利用を検討した結果、刈草を畜産農家等の希望者に無償で提供することで、家畜飼料や敷きわら、肥料などに積極的に有効利用していただき、ひいては堤防の健全化にも寄与するものであります。

鷹巣出張所で実施
【刈草・梱包】





刈草ロール



サイズ：φ50cm×73cm
重　量：20～30kg

提供希望者で実施
【積込・運搬】



提供場所は鷹巣出張所で指定します。

≪発表記者会：能代市記者クラブ・大館市記者クラブ・北秋田市記者クラブ≫

問　い　合　わ　せ　先

◎　国土交通省　能代河川国道事務所
副所長　　武田　節朗　　TEL：0185-70-1001（代表）
鷹巣出張所長　吉田　久　　TEL：0186-62-1226
事務所ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/